

地域活性化・生活対策臨時交付金の概要

「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において交付金制度を創設する。

1 補正予算計上額 6000億円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室)
ただし、各府省に移し替えて執行

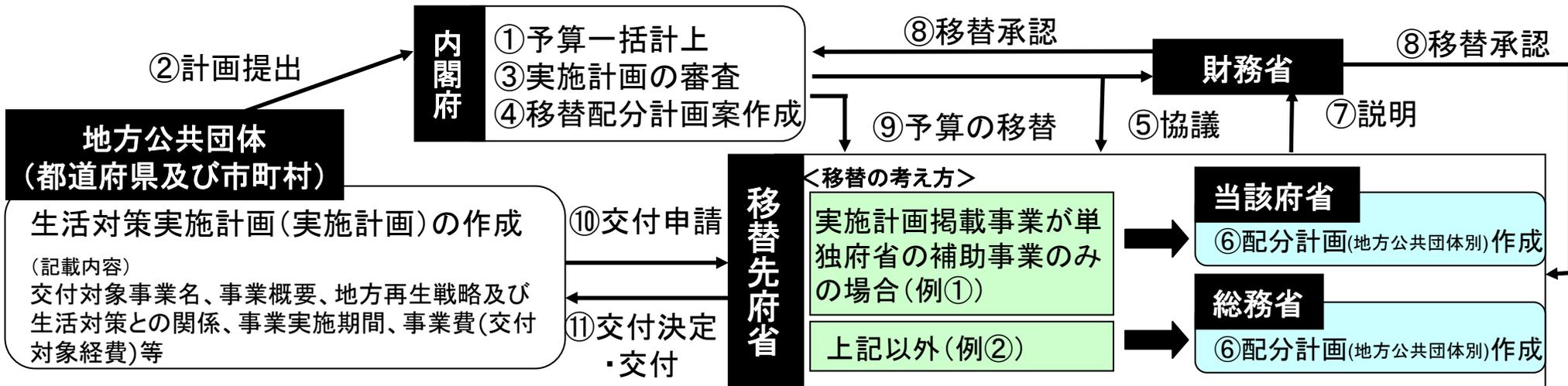
3 交付対象等

- (1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体(財政力指数1.05未満の団体に限る)
- (2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付する。
- (3) 交付限度額: 地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本として、財政力指数等の外形基準に基づき設定する。
 - (都道府県分)2,500億円程度 (市町村分)3,500億円程度
 - 地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体に配慮
 - 離島や過疎等の条件不利地域等に配慮

4 使途 地域活性化等に資するインフラ整備など実施計画に計上された事業に充当

地域活性化・生活対策臨時交付金

地方公共団体が、地域活性化等に資する事業（「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承、平成20年12月19日改定）又は「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に対応した事業）を実施し、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において、交付金制度を創設する。



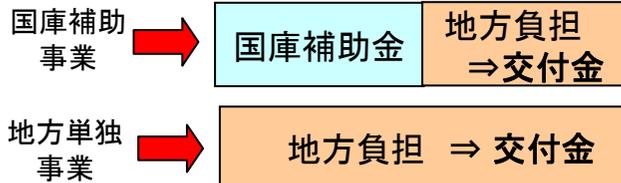
交付対象

地域活性化等のため地方公共団体が実施計画に基づき実施する事業に対する以下の経費。

「地方再生戦略」のメニューに沿った事業

- 地域成長力強化(農林水産業再生、地域産業活性化、観光交流等)のための施策
- 地域生活基盤の確保(医療・福祉、情報通信、生活交通等)のための施策等

「生活対策」のメニューに沿った事業



移替例

	実施計画	交付限度額(※)	移替先省庁
例①	A省補助事業① A省補助事業② A省補助事業③		A省
例②	A省補助事業① B省補助事業① B省補助事業② 地方単独事業		総務省

※ 交付限度額

地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本として、財政力指数等の外形基準に基づいて設定(地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体、離島や過疎等の条件不利地域等に配慮)

(都道府県分) 2,500億円程度 (市町村分) 3,500億円程度